

地域密着型通所介護及び第1号通所事業重要事項説明書

[令和6年6月1日現在]

1 提供するサービスについての相談窓口

当施設が提供するサービスについての苦情やご相談は、次の者が受け付けます。

電 話 028(610)3522 (午前9時～午後4時)

担 当 矢野 雅代

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 デイサービスセンター梅の里の概要

(1) 施設の概要

施設の名称・利用定員	社会福祉法人 梅林会 デイサービスセンター『梅の里』 定員18名
所在地	宇都宮市南一の沢町2番23号
介護保険指定番号	0970101259
通常の営業の実施地域	宇都宮市

(2) 施設設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室	事務室	1室
相談室	1室	静養室	1室
一般浴室	1室	機械浴室	1室

(4) 事業所の職員体制

(令和6年4月1日現在)

職 種	常勤	非常勤	職 種	常勤	非常勤
管理者		(兼)1名	機能訓練指導員		(兼)4名
生活相談員	1名	(兼)2名	介護職員	3名	0名
看護職員		(兼)4名			

(4) 営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
日曜日	定休日

*申し出により、介護計画に基づいた範囲の延長利用が受けられます。

*緊急連絡先 028(610)3522

(5) サービス提供時間

・午前9時00分～午後4時30分

3 サービスの内容

- ① 送 迎
- ② 食 事
- ③ 入 浴
- ④ 生活支援 等

4 利用料金

(1) 料 金

- ① 基本サービス費

通所介護利用料【介護保険適用】（1日当たり）

単位：単位

要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料は自己負担割合証に記載のあるとおり	753	890	1,032	1,172	1,312
入浴介助体制加算（I）	40				
サービス提供体制強化加算（I）	22				
若年性認知症利用者受入体制加算	60（対象者のみ）				
介護職員等処遇改善加算（I）	介護保険適用の全ての利用単位に0.092を乗じた単位数				

*営業時間を超えて利用される場合は、介護計画に基づく範囲で利用可能です。料金は、法令に基づいた単位の延長料金をいただきます。

第1号通所事業利用料（1月当たり）

単位：単位

要支援区分	事業の対象者・要支援1	要支援2
サービス利用料は自己負担割合証に記載のあるとおり	1,798	3,621
サービス提供体制強化加算（I）イ	88	176
介護職員等処遇改善加算（I）	全ての利用単位に0.092を乗じた単位数	

（1単位：10.27円）

② 食費 1日当たり 680円

③ 事業所が送迎を行わない場合、片道47単位を減じます。

④ ご利用中に心身の急変によって、ご利用者の指定するかかり付け医療機関へ搬送した場合実費負担となります。

⑤ 実際の利用料金には合計で端数が生じる場合があります。

⑥ 上記の他、おむつ代・レクリエーション・連絡帳・ケース等にかかる諸費用は自己負担となります。

(2) キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止した時、ご利用日前日の午後1時までにご連絡がない場合は、食費1食分をキャンセル料として徴収させていただきます。

(3) 支払い方法

通所利用毎月末締め切り翌月10日に請求書を発行。現金にて、当月末迄にお支払いいただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等にお申し込みください。介護予防計画もしくは通所介護計画と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

契約書第10条に定めるものの他、次の事由に該当した場合は、予め文書で通知のうえ、この契約を解除し、サービスの提供を中止します。

① 当施設が正当な理由なくサービスを提供しないとき、または、守秘義務に違反したとき、もしくはご利用者や家族の方に対し、社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

② ご利用者や家族の方が当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき。

6 サービスの特徴等

(1) サービスの基本

ご利用者の人格を尊重し、一人ひとりの心身の状況に配慮した処遇計画のもとに、ご利用者の能力に応じて自立した日常生活が送れるようにします。

(2) 従業者の資質向上のため次の研修機会を設けております。

- ア 採用時研修 採用後3か月間
- イ 継続研修 年4回以上

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡 …電話で連絡を取り合います
- ・ 体調確認 …体温、血圧、脈拍測定を行います
- ・ 体調不良等によるサービスの中止、変更…ご家族・担当ケアマネージャーに連絡のうえ対応します
- ・ 食事のキャンセル…文書、電話で連絡願います
- ・ 利用時間の変更…文書、電話で連絡願います
- ・ 設備、器具、機能訓練施設等の利用…職員に申し出て自由にお使いください

7 ハラスメントについて

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為
- 上記3点は、当該法人職員、ご利用者及びその家族が対象となります。

8 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより指定されている主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名		主治医氏名	
	連絡先住所		電話	
ご家族	氏名 1		氏名 2	
	連絡先住所			
	電話			
	携帯電話			

9 非常災害対策

- 非常時の対応 …施設独自の消防隊で初期活動
- 防災設備 …スプリンクラー・消火器
- 防災訓練 …年2回

10 事故発生時の対応

事故発生時は、事故の規模に関わらず家族及び居宅介護支援事業所等関係機関に連絡し、個人記録に記載します。重大事故の際は、市役所への報告を行います。

11 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、理事長の推薦を受けた職員で委員会を作り、計画書の作成及び見直し、実践に基づいた研修（年2回）を開催します。

12 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び介護保険法等の趣旨のもと、施設が定める「個人情報保護に対する基本方針」に則り、ご利用者の個人情報は、適正かつ適切な取り扱いに努めることとします。

13 高齢者虐待防止措置及び身体拘束等の適正化の推進について

利用者の人権の擁護及び虐待の防止の為、指針を整備し責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

- ① ご利用者が成年後見人制度利用できるように支援を行います
- ② 当該事業所従業員または養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 特別養護老人ホーム梅の里施設長：齋藤 隆

14 その他の苦情相談窓口

宇都宮市高齢福祉課	宇都宮市旭 1-1-5	電話	028-632-2905
栃木県国民健康保険団体連合会	宇都宮市本町 3-9	電話	028-622-7242
栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6	電話	028-622-0524
栃木県経営者協会福祉部会「とちぎ福祉ネット」	宇都宮中央 3-1-4	電話	028-622-3059
第三者委員（津田福祉会理事長）	半田 昇・鹿沼市白桑田 254-7	電話	0289-76-2959

15 第三者評価の実施状況

令和5年末まで実施なし。

地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 宇都宮市南一の沢町 2番23号
名称 社会福祉法人 梅林会
デイサービスセンター「梅の里」
代表者 施設長(管理者) 齋藤 隆一 ⑩
説明者 (役職名 _____) _____ ⑩

私は、契約書及び本書面により、地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスについての重要な事項の説明を受け、サービスの開始に同意します。

(利用者) 住所 _____
氏名 _____
(代理人) 住所 _____
氏名 _____
続柄 _____